

## 【シンポジウム・提言】

# 上訴と仲裁 —ドーピング紛争の争訟性—

上 柳 敏 郎  
(弁護士)

本稿は、申立人我那霸和樹選手と相手方社団法人日本プロサッカーリーグとの間のスポーツ仲裁裁判所2008年上訴第1452事件（以下「本件」という。）について、その経過をふりかえって、第1に、ドーピングに関する競技団体の処分に対する上訴（appeal）<sup>(1)</sup>に関し、選手側の上訴権が不安定であり、また仲裁における負担が過重になりうることを検討し、第2に、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約<sup>(2)</sup>が発効したこと等にてらし、ドーピング紛争について司法審査（争訟性）が肯定されるべきであることを考察するものである<sup>(3)</sup>。

## 1 スポーツ仲裁裁判所上訴手続きにおける選手の権利

### （1）不安定な選手の上訴権

#### 1) 仲裁条項の欠如

申立人我那霸和樹選手（以下「我那霸選手」という。）は、相手方社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という。）による公式試合出場停止処分（以下「本件処分」という。）について、上訴（不服申立）できるかどうか不安定な地位におかれながら、世論の支持及び関係者の努力のもとによくやくスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）の仲裁手続きを利用することができた。

Jリーグは、Jリーグ独自の「ドーピング禁止規程」を制定し、Jリーグの処分に対しては外部ないし第三者への異議申立をすることができない

旨定めていた。すなわち、同「ドーピング禁止規程」3条1項に基づき制定された「2007 Jリーグドーピングコントロール要項」は、その18条（異議申立）で、「陰性／陽性の最終決定：ドーピングテスト手続の適正、選手・Jクラブ等に対して科される制裁の内容・程度については、アンチ・ドーピング特別委員会において、制裁の対象となる者に弁明を与えた上で決定するものとし、ドーピングコントロール委員会の認定に対しては、その他に異議申立を行うことができないものとする。」と規定していた。（同18条は、2008年2月1日に廃止された。）

つまり、Jリーグは、日本ドーピング防止規程を採択しておらず、また、スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の仲裁条項を採用していなかった。ちなみに、日本ドーピング防止規程は、ドーピング紛争について、日本ドーピング規律パネルを設置させ、さらに、同パネルの裁定に対しては原則としてJSAAに上訴できる旨規定している。日本の相当数の競技団体は、団体内の紛争等についてJSAAのスポーツ仲裁自動受諾条項を採択しているが<sup>(4)</sup>、Jリーグは、それを採択していなかった。

このため、我那霸選手は、2007年5月の本件処分以降、Jリーグが個別に仲裁合意をしない限り、本件処分に対する上訴として仲裁手続を利用することはできない地位に置かれたのである。

Jリーグは、2007年11月末になって、CASでの仲裁に合意する旨の意向を表明した。これは、本件処分から半年余りたった後で、多数の関係者の努力や世論の動きの末のことであったが、Jリーグは、JSAAでの仲裁には合意しようとしたかったのである。

本件で問題となった我那霸選手の点滴、Jリーグの処分、仲裁合意に至る経過の詳細は、次のとおりである<sup>(5)</sup>。

#### 2) 問題となった我那霸選手の点滴

申立人我那霸和樹選手（以下「我那霸選手」という。）は、1980年に沖縄で生まれ、プロサッカーチーム川崎フロンターレ所属のフォワードとして、2006年はJリーグ選手中で得点順位3位であった18得点をあげ、同年日本代表にも選出された選手である。

我那霸選手は、2007年4月20日夜、下痢をし、咽頭痛や倦怠感のため、

チームドクターの後藤秀隆医師（以下「後藤医師」という。）にその旨を訴え、総合感冒薬を処方された。翌4月21日は、体調不良をおして対浦和レッズ戦に出場し同シーズン初得点をあげたものの、4月22日は、はげしい下痢が続き何も食べられなかつた。4月23日午後は、レギュラー争いに負けまいとして2時間のチーム練習に加わったが、通常であれば約1.5リットルの水を飲むところ、同日の練習中はその10分の1程度しか飲めなかつた。

ちなみに、一般的な成人（体重50キログラム）は、1日約2.5リットルの水分を摂取し同量を排出する。その水分摂取の平均的な内訳は、食事で1リットル、水を飲むことで1.2リットル、体内の代謝で0.3リットルである。我那霸選手の体重は76キログラムであったから、換算すると、1日約3.8リットルの水分を摂取し同量を排出し、内訳は食事で1.5リットル、水を飲むことで1.8リットル、体内の代謝で0.45リットルとなる。日常生活であれば、1日約3.8リットルの水分を摂取するのに対し、プロサッカーの練習では、水分の消費が激しく、2時間で約1.5リットルの水を飲むのである。また、下痢は、水を飲んでも腸管から体内吸収できず、水分が体内に摂取できないことを意味する。

我那霸選手は、4月23日の練習後、チームクラブハウス内診療所で後藤医師の診察を受けた。後藤医師は、全身倦怠感、食欲不振、下痢、気分不良、水分食事摂取困難、関節痛なし、体温38.5度、腸音亢進、上咽頭部中心及び周辺部腫れ等の症状から、感冒・下痢と診断し、それら症状と診断を診療録に記載した。

そして、後藤医師は、我那霸選手に対し、生理的食塩水とビタミンB1の点滴を提案し、約30分間にわたって、1本目は100ミリリットルの生理的食塩水、2本目は同じ100ミリリットルの生理的食塩水にビタミンB1（アリナミンF）100ミリグラムを加えたものを点滴した（以下、これら2本の点滴を、「本件点滴」という。）。2本目終了の時点で、我那霸選手が水が飲めそうだと言つたので、後藤医師は点滴を終了し、「少しよいと様子観察」と診療録に記載し、総合感冒薬と整腸剤を処方した。

### 3) Jリーグによる処分

4月24日、あるスポーツ紙が、我那霸選手が疲労回復に効果があるニ

ンニク注射を受けた旨報じた。我那霸選手は同紙の取材を一切受けていなかつたのに、そのような報道がなされたのである。ちなみに、我那霸選手が23日に受けたのは200ミリリットルの点滴であったのに対し、当時スポーツ紙等でニンニク注射と称されていたのは、様々なビタミンB群とグリコーゲンを含んだワンショット（ごく少量）の注射であった。

Jリーグのドーピングコントロール委員会青木委員長は、我那霸選手が所属していたチームである川崎フロンターレに対し、4月25日、医療目的以外の点滴は禁止されている旨述べたうえで、4月24日のスポーツ紙記事について報告するように求めた。

後藤医師が4月25日、我那霸選手の血液検査をしたところ、軽度の炎症反応が出た。

川崎フロンターレは、我那霸選手や後藤医師から直接の事情聴取をしないままに、Jリーグに対し、後藤医師の診断書等を送った。

Jリーグドーピングコントロール委員会は、5月1日、会議を開き我那霸選手と後藤医師の出席をえて問答を行つた後、本件点滴は緊急かつ正当な医療行為ではないと結論づけた。

Jリーグは、5月2日、川崎フロンターレ宛に5月7日にアンチ・ドーピング特別委員会を開く旨通知したが、同通知文書は、我那霸選手を宛先にしておらず、我那霸選手に渡されることもなかつた。

Jリーグは、5月7日、アンチ・ドーピング特別委員会を開き、川崎フロンターレに制裁金1000万円、我那霸選手に6試合の公式試合出場停止処分（以下「本件処分」という。）を決定し、5月8日、臨時理事会を開催し、同日、メディアに対し本件処分をリリースした。

そして、Jリーグは、5月10日、川崎フロンターレ宛に本件処分を通知した。同通知文書は、我那霸選手宛に送付されることもなかつた。

なお、Jリーグは、川崎フロンターレに対し、本件処分決定後の5月16日に、診療録（サッカーヘルスマイト）の提出を求めた。

### 4) 処分から仲裁合意までの半年余

Jリーグの判断に対し、Jリーグ各チームのチームドクター26名全員が一致して、選手の健康を守る立場から、疑問を呈した（同年7月22日

文書等)。財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。7月19日付文書等)<sup>(6)</sup>や、世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という。8月23日付文書等)筋からも、チームドクターらの意見を支持する見解が示された。

これらの動きは、メディアでとりあげられた。

後藤医師は、11月6日、日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という。)に対して、本件処分は誤りであると主張して、仲裁申立をした。しかし、Jリーグは、11月12日仲裁合意を拒絶した。Jリーグチェアマンは、同日、後藤医師は処分対象者でなく、本件は当事者であるJリーグと我那霸選手、川崎フロンターレの間で既に解決済みである旨述べ、翌11月13日、我那霸選手が「自分も真実が知りたい。後藤医師の仲裁申立を是非受けて欲しい。」旨述べているのに対し、我那霸選手の考えを事前に聞いていたとしても、後藤医師の仲裁申立に仲裁合意しないという結論は変わっていなかった旨述べた。

世論は批判的であった。

文部科学省は、Jリーグに対し、11月21日、早期解決を指導した。

Jリーグ事務局長は、11月28日、CASへの申立があれば仲裁に応じる旨述べ、我那霸選手に対し、12月5日までに仲裁申立をするか否か回答するように求めた。

我那霸選手は、Jリーグの決定には不服申立の道はないと説明され、サッカー選手としてプレーに専念しようと自分自身を納得させようとしていたが、後藤医師の仲裁申立が拒絶されたため、自ら第三者の判断を求めなければならないと考え、12月4日に申立を決意し<sup>(7)</sup>、12月5日にその旨回答したのである。

## (2) 選手に重い負担となるCAS審理

### 1) 言語・費用等の重い負担

我那霸選手は、以上のような経過でようやくCAS仲裁にたどりついたのであるが、JリーグがJSAAにおける仲裁に合意しなかったため、言語や費用等の面でJSAAを利用する場合に比べ重い負担を負うこととなった。

我那霸選手側は、費用や審理期間の点からCASではなくJSAAの仲裁を求めたが、Jリーグは、CASに固執し、審理地を日本とすることには応じたものの、使用言語を日本語とすることは拒否した。CAS規程上、当事者が合意すればパネルは日本語を選択することも可能であったが、英語となつたのである。

我那霸選手の弁護団は、5名の日本弁護士(うち2名は米国ニューヨーク州の弁護士資格も有する)で構成されたが、本件に関する執務時間は、5名分合計で1000時間を超えた。日本語作業時間と英語作業時間が、概ねちょうど半分づつの見当である。このほかに通訳業者等への依頼もしており、英語が使用言語となつたこと、翻訳が必要となつたことにより、大変な費用負担増となつた。さらに、仮に仲裁地が日本国外になったとすれば、負担はさらに重くなつたわけである。

我那霸選手に対しては、まことに幸いにも、ファンやJリーグ選手協会をはじめとする各界の人々が仲裁費用の募金活動をされ、多額の募金が集められ、翻訳費用等と相当額の弁護士費用に充てられた。しかし、これは、多数の人々の無償の志に支えられたものであり、一般的には不可能なことである。CASの審理手続や判断は、後述するようにJSAAや日本の裁判所に準じたものということができ、今後はJSAAや日本の裁判所への選手の上訴権を確保できるように、制度改善や解釈論の展開が求められる。

### 2) 使用言語、仲裁地、仲裁人、審問準備

我那霸選手は、2007年12月6日、記者会見をし、仲裁申立を決意した旨述べた。我那霸選手及びその弁護団は、Jリーグに対し、JSAA仲裁に合意するよう申し入れたが、かなわなかつた。

我那霸選手は、同年12月29日、仲裁申立をし、CASは、2008年2月9日を答弁書の提出期限とし、同年4月30日を審問期日と指定した。

使用言語について、我那霸選手側は日本語を希望し、Jリーグ側は英語を希望した。CASの規定上、使用言語は、英語かフランス語であり、双方が同意CASが選択した場合のみ、それ以外の言語を用いることができる。

仲裁人は、マルコム・ホームズ弁護士(オーストラリア)、小寺彰教授(日

本)、ハンス・ナタール弁護士(スイス)で、3名とも法律家である。CASでは、百数十人のCAS仲裁人リストから、当事者双方が1名づつを推薦し、CASが1名(仲裁長)を指名する手続きとなっている。当事者から推薦された仲裁人も、中立公正の立場で手続きに関与する。本件では、我那覇選手側が小寺彰教授を、Jリーグ側がハンス・ナタール弁護士を推薦した。ちなみに、小寺彰教授は、JSAAの仲裁人候補者リストにも掲載されている。また、CAS仲裁人リストには、小寺彰教授のほかにも、日本語を使用言語とする仲裁人が数名掲載されている。

仲裁地については、双方が東京を希望し、CASは東京と決定した。CASの規定上は、スイス国ローザンヌ市が原則であり、双方が同意し、CASが選択した場合のみ、同市以外の場所とすることができます。

我那覇選手側は、仲裁申立から審問期日までの間、日本語と英語で、Jリーグの答弁書への再反論書面を作成するほか、ドーピングや脱水症状の医学的治療について複数の医学専門家の意見をうかがうなどの準備をした。

### 3) 審問及び裁決

CASの審問は、2008年4月30日、東京都新宿区の京王プラザホテル会議室で、我那覇選手、後藤医師、青木医師(Jリーグドーピングコントロール委員会委員長)、大西医師(選手側申請鑑定証人)、慶應義塾大学スポーツ医学研究センター助教授、日本オリンピック委員会ドーピングコントロール委員会委員)の尋問が行われ、5月1日、レフラー医師(Jリーグ側申請鑑定証人)、自治医科大学外科学教授)の尋問と双方の最終弁論が行われた。

我那覇選手への尋問と、レフラー医師を除く三医師の尋問は、当事者双方の代理人の日本語による質問、通訳の英訳、証人の回答、通訳の英訳という手順で行われた。

そして、CASは、2008年5月26日付けで、我那覇選手側の申立を認容し、ドーピング禁止規程違反を理由とする出場停止処分等を取消す裁決をした。

裁決の主文は、

「1 本件上訴を認容する。相手方が申立人に対して2007年5月10日付けでした6試合の公式試合出場停止処分を取消す。」

2の1 本件仲裁費用は、相手方の負担とする。負担額は、おってスポーツ仲裁裁判所事務局が決定し通知する。

2の2 相手方は、申立人が本仲裁手続に関して負担した弁護士費用その他の費用のうち2万米ドルを支払え。

2の3 相手方の費用は相手方自己負担とする。」というものである。

同裁決全文は、日本時間翌27日午後5時過ぎ、CAS事務局(スイス国ローザンヌ市)により、インターネット上に公開された。裁決文は、全文英語であった。裁決が英文であったため、我那覇選手側とJリーグ側で、それぞれ和訳の文章と意味が異なることになった<sup>(8)</sup>。

### 4) 裁決の理由

裁決は、英文26頁に及ぶもので、当事者、事件経過、管轄権、手続経過に続き、事実認定(13-29項)、適用あるドーピング規定(30-33項)、治療目的使用に係る除外措置(TUE)34-37項)、CASの先例法理(38-42)、争点(43-44項)、立証責任の分配(45項)、「本件点滴は正当な医療行為ではなかったのか」と題する節(46-48項)、費用負担(49-51項)の各節により構成され、最終頁に前述の主文がある。

裁決の主たる判断は、第1に、2007年WADA規程に照らすと本件点滴は正当な医療行為といるべきであり、第2に、Jリーグ規程に照らすと我那覇選手にはいかなる制裁も科されるべきでない、というものである。

裁決は、点滴(静脈内注入)は、血液ドーピングや競技力の向上又は禁止物質や禁止方法のマスキングといった違法目的のアリバイとして濫用されるおそれがあり、正当な医療行為の該当性についての6要件がCAS先例であることを指摘する(マイヤー事件、エドラー事件)。6要件の要旨は、治療の必要性、代替的治療の欠如、競技力向上効果の欠如、医学的診断の先行、医師による医療施設での実施、医療記録の参照可能性である。本件では、競技力向上効果の欠如については争いがなく、医療施設において、医師が専門家としての診断に基づき治療行為を行い、適切な医療記録が医師によって作成されたものであることは明らかであり、問題は治療の必要

性又は代替治療の存否である。裁決は、立証責任について、2007年WADA規程の文言の下では、違反を主張する側が、正当な医療行為ではないということを立証しなくてはならないと判示した<sup>(9)</sup>。

裁決は、このように論を進めたうえで、裁決第47項において、「2007年WADA規程に照らすと、本件静脈内注入は、以上すべての本件の具体的な状況の下で、正当な医療行為に該当することを認める心証をもつことができるところであるが、本パネルは、Jリーグが、当時、WADA規程の制裁措置に関する条項は採用していなかったという点に留意する。」と判示した<sup>(10)</sup>。

この47項の和訳として、Jリーグ側から最初、「正当な医療行為であったことを認容することについては注意深くなることであるかもしれないところ」との訳が示されたが、誤訳というべきである。また、Jリーグ側から次いで、「正当な医療行為であったことを認容することについてはそういう意向になることもあるかもしれないところ」との訳が示されたが、これは不正確である。裁決の原文（英文）は、might be minded to acceptという言い回しを使っている。

CAS事務局は、本件裁決発表時のニュースリリースにおいて、この部分の紹介として、has foundとの直裁な表現を用いた。同ニュースリリースは、発表後数時間後に裁決本文と同じmight be minded to acceptとの表現を用いたものに差し替えられたが、この表現の意味はhas foundであるというべきである。

そして、裁決48項は、Jリーグ規程5条①は「選手に対し・・・制裁を科すことができる」と規定し、制裁措置の発動について裁量の余地があることに注目したうえで、「青木医師が2007年1月の協議会でした説明は、十分明確ではなかった。Jリーグは実体面についても手続面についても、正当な医療行為か否かを決める詳細な条件を明確にするための適切な措置を講じなかった」等と指摘し、したがって、「我那覇選手の行動はいかなる制裁もなされるべきではない」「仮に、パネルが、我那覇選手が、禁止方法を使用したのでドーピング違反を犯したとの結論に達すると仮定しても、我那覇選手には過失がないので処分されるべきではない。」と

判断した。

つまり、構成要件不明確ゆえ制裁不可という論理ということができる。裁決が相手方に対し申立人費用のうち2万米ドルという異例の高額の負担を命じたことは、Jリーグ側の落ち度の重大さを反映している。なお、ドーピング違反は厳格責任で無過失の抗弁は立ち得ないというのが確定した法理であるが、構成要件が不明確な場合は前提が異なり無過失の抗弁があるということがあるであろう。

本裁決は、このようにドーピング規程上の正当な医療行為の判断枠組及び立証責任を論ずるとともに、実際に正当な医療行為といえる場合を示した点と、制裁措置規定が不明確な場合には制裁ができない旨示した点において、前例の少ない論点についてCAS法理を新展開させたものといえる。また、同時に、専門機関による純粋な事実認定や医学等専門技術的判断というより、裁判所の判断と同様の極めて法律的な判断であるといえる。

ドーピング規程の保護法益は、選手の健康と競技の公正公平である。本件審理において、Jリーグ側は、本件点滴には競技力向上効果はなく禁止薬物マスキング効果もなかったことを認めたものの、青木医師は本件点滴は必要ではなかったと述べ、レフオー医師は12-24時間は何もしないで待つというのが適切な治療だったと審問で供述したが、それではチームドクターは治療ができず、選手の健康は保てない。医療行為事案と禁止物質摂取事案は明確に区別される必要がある。本裁決は、チームドクターの正当な医療行為を認知し、現場の医師を勇気づけるものとなった。

## 2 ドーピング紛争の争訟性—条約批准後の選手の権利

### （1）法律上の争訟性

#### 1) 法理

スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（以下「ドーピング国際規約」という。）が発効したこと等にてらし、ドーピング紛争について、原則として裁判所による司法審査のみちが開かれるべきである。つまり、法律上の争訟性が肯定されるべきである。

## 2) 法律の解釈適用性

ドーピング検査の対象となる選手は、ドーピング国際規約が発効したことにより、ドーピング審査について上訴権（不服審査権）を含む適正な手続きを受ける法的権利を享有するようになったと解すべきである。

ドーピング国際規約は、2005年10月19日に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択され、2006年12月26日に日本国政府により受諾され、2007年2月1日に日本国について効力が生じた。ドーピング国際規約は、締約国に対し、「同規約に定める義務を遵守するために適当な措置をとる」ことを求め（5条）、「治療目的使用に係る除外措置に基づく場合を除き、競技者による禁止される物質及び禁止される方法のスポーツにおける使用及び所持を防止し、及び制限する措置をとり、又は、適当な場合には、自国の管轄の下にある関係する団体に対してそのような措置をとるよう奨励」し（8条2項）、「ドーピング防止規則若しくはスポーツにおけるドーピングに関する他の規則に違反する競技者支援要員に対する制裁若しくは罰則を含む措置を自らがとるか又はスポーツ団体及びドーピング防止機関がこれらの措置をとることを奨励する。」（9条）

## 3) 公序性

ドーピング防止は、スポーツ競技団体の内部秩序にとどまらず、公序となつたというべきである。ドーピング国際規約の制定は、このことを反映している。

また、ドーピング違反の有無の認定及びその手続きは、实际上、選手の地位に大きな影響を与える。

仮に団体内部の秩序にとどまるとして、例えば我那覇選手の場合でJリーグが仲裁合意に応じなかったときには、まったく事後審査の道がなくなるのである。

## （2）争訟性を肯定したうえでの論点

### 1) 裁判所の審理と競技団体の裁量

ドーピング紛争の争訟性が認められる状況においても、司法審査において、競技団体の裁量が全くなくなるわけではないと思われる。

WADA規程は、各競技団体等に対し、同規程の一部規定については強制適用する旨定め、それ以外の規定については採否を委ねている。

各競技団体が、ドーピング国際規約及びWADA規程が許容する範囲内で、ドーピング規制の対象物質・方法、制裁措置、審査手続等を定める裁量の余地は残ると思われ、その場合、裁判所は、各競技団体が定めた合理的規定にそった運用がなされたかどうかを事後審査することになる。

## 2) 仲裁条項及び仲裁合意の許容性

ドーピング紛争の争訟性が認められる状況においても、仲裁条項や仲裁合意は、有効に成立しうる。仲裁合意があれば、原則それが優先し、裁判所は介入しないことになる。

しかし、ドーピング紛争の争訟性が認められれば、仲裁条項や仲裁合意がない場合は、選手は競技団体の処分を争って、裁判所に提訴が可能となる。

こう解すると、仲裁条項を受諾する競技団体は、増加するであろう。

ただし、日本の競技団体によるCAS仲裁のみの受諾条項は、前述したように言語や費用の点で、実質的に上訴する道を奪うものといえ、裁判所への提訴権を排除しないと解するべきである。

### 【注】

- (1) 本稿では、「上訴」との語を、競技団体の処分に対する不服申立を意味するものとして用いる。スポーツ仲裁裁判所規程の「appeal」との語の使用法にならったもので、裁判に対する不服申立（控訴や上告）とは異なる。
- (2) 同規約は、2005年10月19日に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択され、2006年12月26日に日本国政府により受諾され、2007年2月1日に日本国について効力が生じた。平成19年1月18日外務省告示第25号。早川吉尚「スポーツ仲裁とドーピング紛争」『ジュリスト』1369号2頁、2008年（12月15日号）。同早川論文は、同規約のほか、Jリーグのドーピング規程や本件の紛争解決の特殊性や、本件仲裁判断の内容や射程について、詳細な検討をしている。
- (3) 本稿は、私見を述べるものであるが、筆者が所属する本件我那覇選手弁護団での討議や日本スポーツ法学会大会シンポジウムでの議論に多くを拠っている。
- (4) JSAAの仲裁条項採択状況については、JSAAホームページ（[www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html](http://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html)）。
- (5) 経過について、我那覇選手弁護団による土井香苗「スポーツ選手の権利はどこに？—我那覇選手事件を通じて」（①-⑥）『旬刊自由法曹団通信』1275号-1280号、2008年（6月11日号-8月1日号）、上柳敏郎「我那覇選手事件とスポーツ仲裁裁判所の裁定」『法律時報』

- 80巻9号、1頁、2008年（8月号）等。後藤医師代理人による境田正樹「スポーツ立国化に向けて－Jリーグ・ドーピング紛争が残した課題」『法学教室』344号、2頁、2009年（5月号）。
- (6) 森浩寿「わが国におけるスポーツ仲裁・調停の課題」『日本スポーツ法学会年報』14号、74頁、2008年。
- (7) 我那覇選手は、このJリーグから回答を迫られた時点で、本件仲裁手続の代理人となる望月浩一郎弁護士（日本スポーツ法学会理事）に行き着いた。弁護団には、伊東卓と筆者、後に土井香苗、和田恵の各弁護士が加わった。
- (8) Jリーグ側の和訳文は、Jリーグのホームページ（[www.j-league.or.jp](http://www.j-league.or.jp)。ニュースリリース2008年5月28日欄）に掲載されている。
- (9) WADA 規程の当該部分は、2008年版で改訂され、さらに2009年版でも再改訂された。
- (10) 裁決第47項の原文は次のとおりである。Whilst the Panel might be minded to accept that in all the particular circumstances of this case, the intravenous infusion was a legitimate medical treatment for Mr. Ganaha within the meaning of the 2007 WADA Code the Panel notes that at the time the J League had not adopted those provisions of the WADA Code which related to sanctions.